

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 3 年 6 月 1 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県犬山市大字前原字天道新田	
氏	
大同メタル工業株式会社	
取締役 兼 専務執行役員	
犬山事業所長 佐々木 利行	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568-61-1350	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	大同メタル工業株式会社 犬山事業所
事 業 場 の 所 在 地	愛知県犬山市大字前原字天道新田
計 画 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	輸送用機械器具製造業
②事 業 の 規 模	製造品出荷金額：33,813,691 千円/年
③従 業 員 数	1,224 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 参照

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第 2 面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 2, 3 参照			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 4 参照	
	排 出 量	655.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
特定有害物質（鉛）は、鉛フリー材料を使用した製品化により、有害汚泥発生量の抑制を行っていく。			
2 計画	【目標】前年度実績△ 1 %減		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 4 参照	
	排 出 量	648.4 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
現状継続を実施し、排出量の抑制をする。 有害汚泥（電気めっき槽清掃スラッジ含水率）の乾燥による減量。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
特筆すべき事項なし。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
特筆すべき事項なし。			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施する予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙5参照	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

1 現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 5 参照	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 5 参照	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 4 参照	
	全処理委託量	655.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	655.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.9 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	2.9 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		

2 計画	【目標】 前年度実績△ 1 %減		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 4 参照	
	全 処 理 委 託 量	648.4 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	648.4 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2.9 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 （ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。）	614.86 t	
	(今後実施する予定の取組) 現状維持を実施し、排出量の抑制をする。		
※事務処理欄			

(第6面)

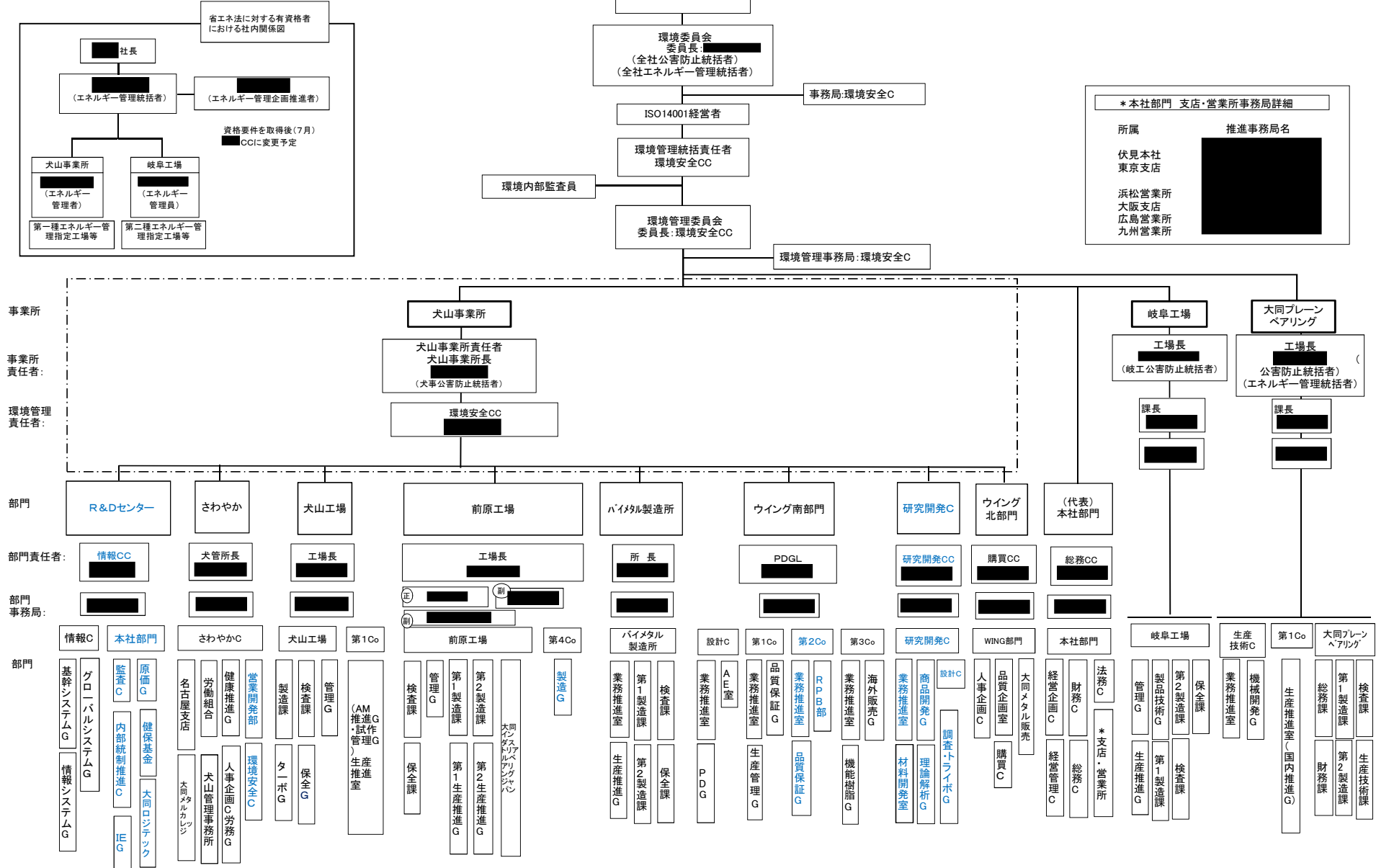
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

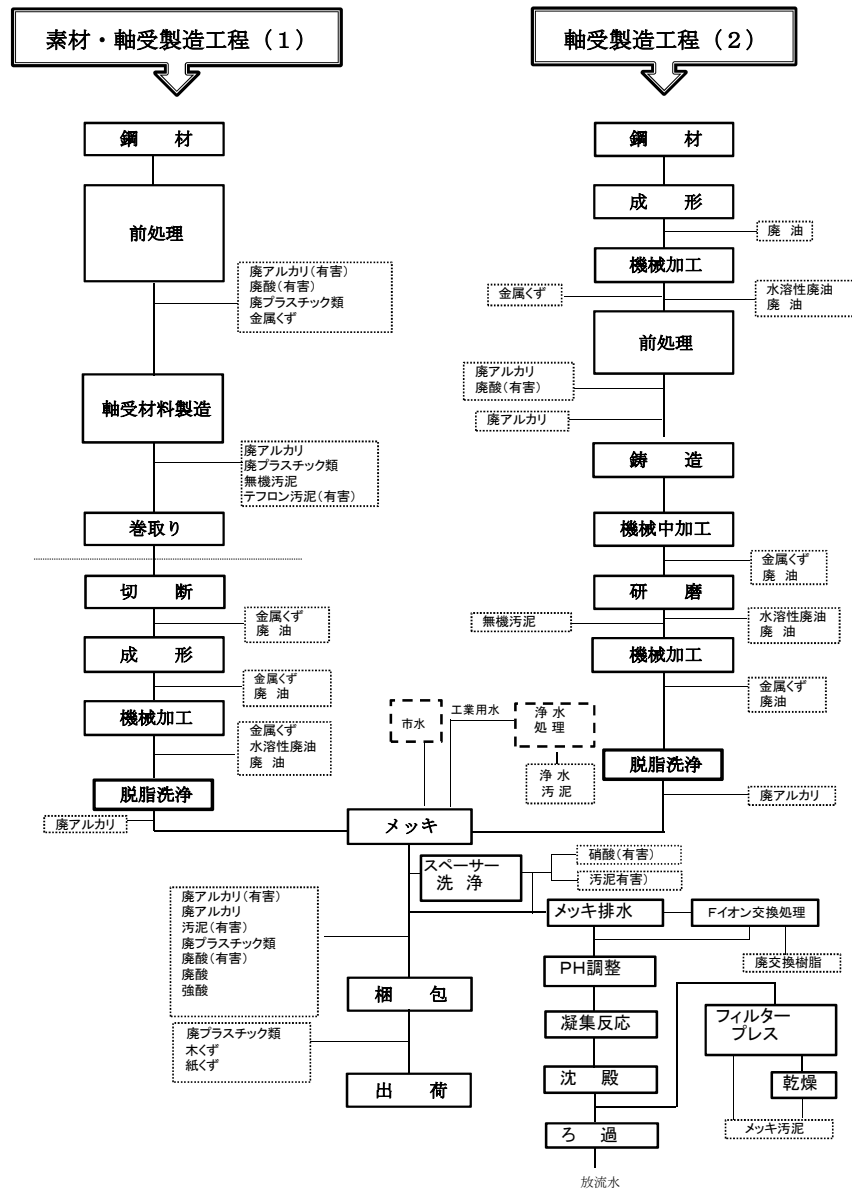
入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

環境管理組織(2013年度)



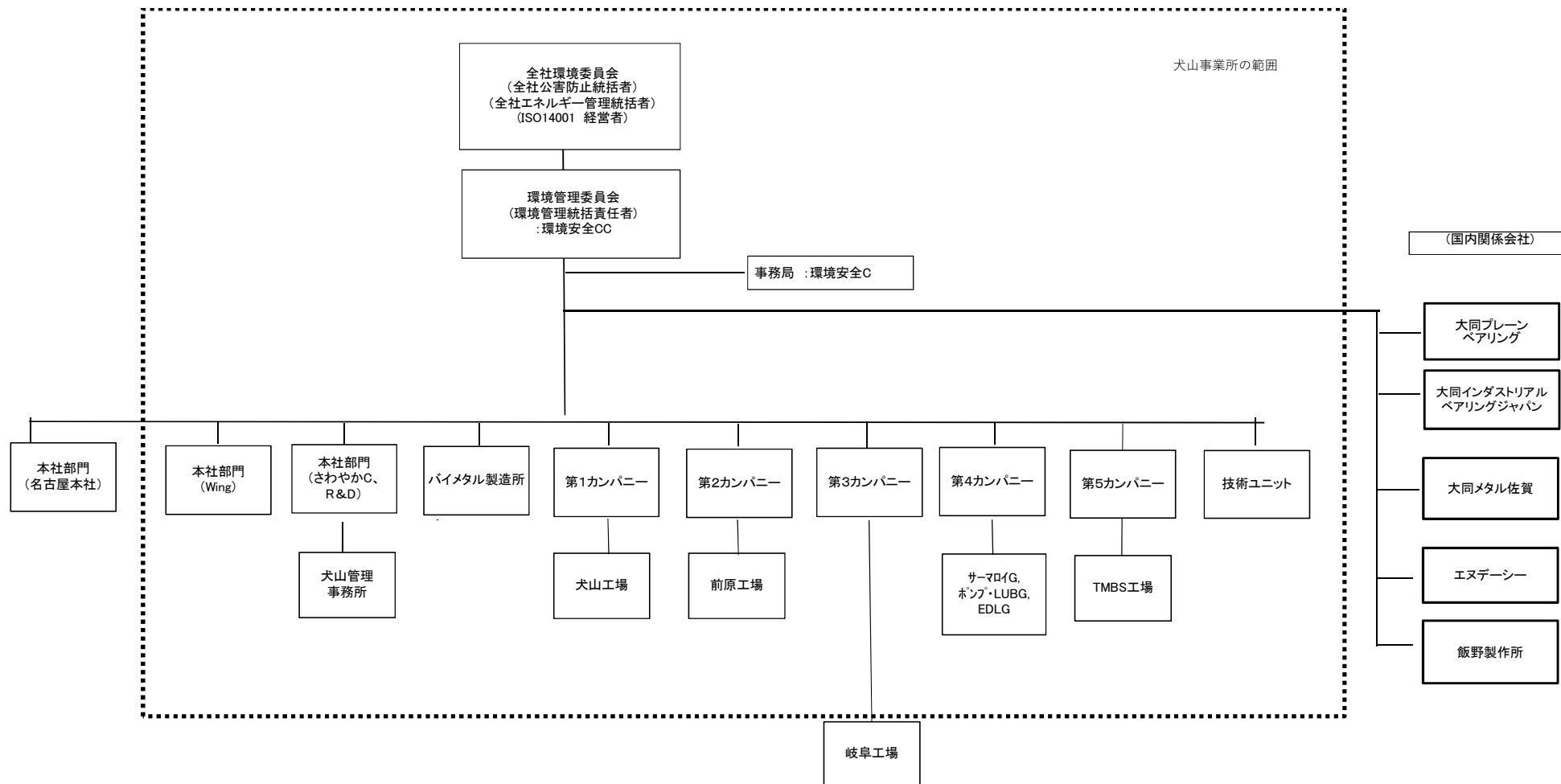
産業廃棄物（特管廃棄物）発生フローシート



特別管理産業廃棄物に関わる管理体制

1) 役 割

統括責任者		犬山事業所長： 取締役兼専務執行 佐々木 利行 役員
廃棄物管理責任者		犬山管理事務所長： 組織名：
廃棄物管理担当者		担当者： 人員： 計 11名
役 割	犬山事業所 環境管理委員会	特別管理廃棄物の発生抑制、適正な部門管理の推進および特別 管理廃棄物管理運営で、必要な事項の審議・決定
	統括責任者	特別管理廃棄物を含めた環境保全活動に関する基本方針を定め る 犬山事業所の環境保全活動を統括し、責任を負う
	特別管理廃棄物管理責 任者	特別管理廃棄物処理方法の策定 特別管理廃棄物管理規定の承認 特別管理廃棄物処理計画の承認
	特別管理廃棄物管理担 当者	特別管理廃棄物処理計画の作成 特別管理廃棄物管理状況の把握と改善 特別管理廃棄物処理施設の運転・維持管理 処理業者の調査・選定および管理 委託契約の締結 マニフェストの管理 監督官庁への届出と各種報告



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項および処理の委託に関する事項

1)現 状

単位：ton

種類：	排出量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量
強酸有害(硝酸・硫酸)	164.7	164.7	164.7	0.0	0.0	0.0
強アルカリ有害(有害シアン)	82.8	82.8	82.8	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ有害	50.1	50.1	50.1	0.0	0.0	0.0
引火性廃油	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	0.0
強酸有害(硼弗化鉛)	181.4	181.4	181.4	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県内)	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県外)	62.8	62.8	62.8	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(テフロン汚泥)	11.4	11.4	11.4	0.0	0.0	0.0
PCB	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
強アルカリ(No.3強アルカリ)	94.0	94.0	94.0	0.0	0.0	0.0
合計	655.0	655.0	655.0	2.9	2.9	0.0

2)計 画

単位：ton

種類：	排出量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量
強酸有害(硝酸・硫酸)	163.1	163.1	163.1	0.0	0.0	0.0
強アルカリ有害(有害シアン)	82.0	82.0	82.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ有害	49.6	49.6	49.6	0.0	0.0	0.0
引火性廃油	2.9	2.9	2.9	2.9	0.0	0.0
強酸有害(硼弗化鉛)	179.6	179.6	179.6	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県内)	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県外)	62.2	62.2	62.2	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(テフロン汚泥)	11.3	11.3	11.3	0.0	0.0	0.0
PCB	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
強アルカリ(No.3強アルカリ)	93.1	93.1	93.1	0.0	0.0	0.0
合計	648.4	648.4	648.4	2.9	0.0	0.0

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

単位:ton	現 状		計 画	
種類:	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
強酸有害(硝酸・硫酸)	0.0	0.0	0.0	0.0
強アルカリ有害(有害シアン)	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ有害	0.0	0.0	0.0	0.0
引火性廃油	0.0	0.0	0.0	0.0
強酸有害(硼弗化鉛)	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県内)	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(県外)	0.0	0.0	0.0	0.0
汚泥有害(テフロン汚泥)	0.0	0.0	0.0	0.0
PCB	0.0	0.0	0.0	0.0
強アルカリ(No.3強アルカリ)	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0.0	0.0	0.0	0.0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分または海洋投入に関する事項

単位:ton	現 状	計 画
種類:	自ら埋立処分または海洋投入を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら埋立処分または海洋投入を行った特別管理産業廃棄物の量
強酸有害(硝酸・硫酸)	0.0	0.0
強アルカリ有害(有害シアン)	0.0	0.0
廃アルカリ有害	0.0	0.0
引火性廃油	0.0	0.0
強酸有害(硼弗化鉛)	0.0	0.0
汚泥有害(県内)	0.0	0.0
汚泥有害(県外)	0.0	0.0
汚泥有害(テフロン汚泥)	0.0	0.0
PCB	0.0	0.0
強アルカリ(No.3強アルカリ)	0.0	0.0
合計	0.0	0.0